

改正後				改正前									
中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅 の割増償却に関する明細書 (平成 年分) 氏名 _____				中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅 の割増償却に関する明細書 (平成 年分) 氏名 _____									
(建物番号・名称) ① 優良賃貸住宅の区分				(法4条項) ① 18年旧法4条項 16年旧法14条1項2号				(法4条項) ① 18年旧法4条項 16年旧法14条1項2号					
建物の所在地 ②				(法4条項) ② 18年旧法4条項 16年旧法14条1項2号				(法4条項) ② 18年旧法4条項 16年旧法14条1項2号					
適	新築(取得)等年月日 ③			平 . .			平 . .			平 . .			
	賃貸の用に供した年月日 ④			平 . .			平 . .			平 . .			
	賃貸の用に供した年月から5年を経過する年月日 ⑤			平 . .			平 . .			平 . .			
用	地方公共団体からの補助金の有無 ⑥			有・無			有・無			有・無			
	要件	共同(建物の構造)区分 ⑦			(耐火・準耐火)			(耐火・準耐火)			(耐火・準耐火)		
建物全体の床面積 ⑧			㎡			㎡			㎡				
貸家部分の床面積(⑧に占める割合) ⑨			㎡ %			㎡ %			㎡ %				
優良賃貸住宅の床面積(⑧に占める割合) ⑩			㎡ %			㎡ %			㎡ %				
優良賃貸住宅の戸数 ⑪			戸			戸			戸				
建物の敷地面積 ⑫			㎡			㎡			㎡				
建物の地上階数 ⑬			階			階			階				
各独立部分ごとの床面積(戸数) ⑭			㎡(戸)			㎡(戸)			㎡(戸)				
台所・浴室・便所・洗面設備の有無 ⑮			有・無			有・無			有・無				
公募の有無 ⑯			有・無			有・無			有・無				
判定	その他参考となる事項 ⑰												
	償却費	建物全体の取得価額(償却の基礎となる金額) ⑱			(円)			(円)			(円)		
		償却の基礎となる金額 ⑲			円			円			円		
		償却方法 ⑳											
		償却率又は改定償却率(耐用年数) ㉑			0. (年)			0. (年)			0. (年)		
	使用期間 ㉒			— 月			— 月			— 月			
	建物全体の償却費 ㉓			円			円			円			
	貸家部分(⑱×㉑×㉒×⑨%) ㉔												
	上記以外(⑱×㉑×㉒×(1-⑨%)) ㉕												
	優良賃貸住宅の償却費(⑱×㉑×⑩%) ㉖												
割増償却率 ㉗			— 100			— 100			— 100				
割増償却期間 ㉘			— 12 月			— 12 月			— 12 月				
割増償却分(㉓×㉗×㉘) ㉙			円			円			円				
計算	普通償却費の額 ㉚			㉓ × (1 - $\frac{10}{9}$ ㎡)									
	普通償却費の額 ㉛			㉓ × (㉘ - ㉙)									
	本年分の償却費の額(㉚+㉛+㉜) ㉜												
	建物全体の償却費の累計(㉚+㉛+前年末までの償却費の累計) ㉝												
参考	本年分の償却費の額(㉚+㉛+㉜) ㉜												
	本年末の未償却残高(㉝ - ㉜) ㉞												

改 正 後	改 正 前																																																															
<p style="text-align: center;">中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第14条第1項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の割増償却、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「18年旧措法」といいます。）第14条第1項に規定する優良賃貸住宅の割増償却、平成16年改正前の租税特別措置法（以下「16年旧措法」といいます。）第14条第1項第2号イ若しくは同号ロに規定する優良賃貸住宅の割増償却又は措法第14条第2項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中心市街地優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、建物については、「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を（ ）内に記載し、その住宅が措法第14条第1項、18年旧措法第14条第1項、16年旧措法第14条第1項第2号イ若しくは同号ロ又は措法第14条第2項のいずれに該当するものであるかを記載します。</p> <p>なお、建物附属設備については、その設備の名称を（ ）内に記載します。</p> <p>(注) 1 措法第14条第1項に該当する中心市街地優良賃貸住宅、18年旧措法第14条第1項に該当する特定優良賃貸住宅については「⑭」欄から「⑰」欄までの各欄、16年旧措法第14条第1項第2号イに該当する優良賃貸住宅については「⑥」欄、「⑦」欄の下段、「⑱」欄、「⑲」欄、「⑳」欄の各欄、16年旧措法第14条第1項第2号ロに該当する優良賃貸住宅については「⑥」欄、措法第14条第2項に該当する高齢者向け優良賃貸住宅については、「⑦」欄の下段、「⑱」欄、「⑲」欄、「⑳」欄の各欄の記載は要しません。</p> <p>2 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑰」欄までの各欄の記載は要しません。</p> <p>(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑦」欄の（ ）内は、建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>イ 「⑩」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>ウ 「⑭」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>エ 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>オ 「⑯」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(3) 「償却費の計算」欄の各欄は、青色申告決算書又は収支内訳書の記載方法に準じて記載するほか、次によります。</p> <p>ア 「㉑」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得価額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。</p> <p>イ 「㉒」欄は、採用する償却方法を記載します。</p> <p>なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法又は旧定額法となります。</p> <p>ウ 「㉓」欄は、住宅の区分、取得等の日及び耐用年数に応じて、次表の償却率を記載します。</p> <p>・中心市街地優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="323 1271 578 1406"> <tr><td>取得等の日</td><td>平18. 8. 22～</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td>$\frac{150}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td>$\frac{136}{100}$</td></tr> </table> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="606 1271 1127 1406"> <tr><td>取得等の日</td><td>平15. 1. 1～ 平15. 3. 31</td><td>平15. 4. 1～ 平19. 3. 31</td><td>平19. 4. 1～</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td>$\frac{155}{100}$</td><td>$\frac{150}{100}$</td><td>$\frac{140}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td>$\frac{140}{100}$</td><td>$\frac{136}{100}$</td><td>$\frac{128}{100}$</td></tr> </table> <p>・(特定)高齢者向け優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="323 1445 1127 1580"> <tr><td>取得等の日</td><td>平15. 1. 1～平16. 3. 31</td><td>平16. 4. 1～平17. 3. 31</td><td>平17. 4. 1～平18. 3. 31</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td>$\frac{140}{100}$</td><td>$\frac{128}{100}$</td><td>$\frac{120}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td>$\frac{130}{100}$</td><td>$\frac{121}{100}$</td><td>$\frac{115}{100}$</td></tr> </table> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第14条、18年旧措法第14条、16年旧措法第14条、平成17年所法等改正法附則第18条、平成18年所法等改正法附則第83条</p>	取得等の日	平18. 8. 22～	耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$	取得等の日	平15. 1. 1～ 平15. 3. 31	平15. 4. 1～ 平19. 3. 31	平19. 4. 1～	耐用年数 35年以上	$\frac{155}{100}$	$\frac{150}{100}$	$\frac{140}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{140}{100}$	$\frac{136}{100}$	$\frac{128}{100}$	取得等の日	平15. 1. 1～平16. 3. 31	平16. 4. 1～平17. 3. 31	平17. 4. 1～平18. 3. 31	耐用年数 35年以上	$\frac{140}{100}$	$\frac{128}{100}$	$\frac{120}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{130}{100}$	$\frac{121}{100}$	$\frac{115}{100}$	<p style="text-align: center;">中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第14条第1項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の割増償却、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「18年旧措法」といいます。）第14条第1項に規定する優良賃貸住宅の割増償却、平成16年改正前の租税特別措置法（以下「16年旧措法」といいます。）第14条第1項第2号イ若しくは同号ロに規定する優良賃貸住宅の割増償却又は措法第14条第2項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中心市街地優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、建物については、「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を（ ）内に記載し、その住宅が措法第14条第1項、18年旧措法第14条第1項、16年旧措法第14条第1項第2号イ若しくは同号ロ又は措法第14条第2項のいずれに該当するものであるかを記載します。</p> <p>なお、建物附属設備については、その設備の名称を（ ）内に記載します。</p> <p>(注) 1 措法第14条第1項に該当する中心市街地優良賃貸住宅、18年旧措法第14条第1項に該当する特定優良賃貸住宅については「⑭」欄から「⑰」欄までの各欄、旧措法第14条第1項第2号イに該当する優良賃貸住宅については「⑥」欄、「⑦」欄の下段、「⑱」欄、「⑲」欄、「⑳」欄の各欄、旧措法第14条第1項第2号ロに該当する優良賃貸住宅については「⑥」欄、措法第14条第2項に該当する高齢者向け優良賃貸住宅については、「⑦」欄の下段、「⑱」欄、「⑲」欄、「⑳」欄の各欄の記載は要しません。</p> <p>2 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑰」欄までの各欄の記載は要しません。</p> <p>(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑦」欄の（ ）内は、建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>イ 「⑩」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>ウ 「⑭」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>エ 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>オ 「⑯」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(3) 「償却費の計算」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「㉑」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得価額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。</p> <p>イ 「㉒」欄は、該当する償却方法を○で囲みます。</p> <p>なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法となります。</p> <p>ウ 「㉓」欄は、住宅の区分、取得等の日及び耐用年数に応じて、次表の償却率を記載します。</p> <p>・中心市街地優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="1613 1184 1852 1309"> <tr><td>取得等の日</td><td>平18. 8. 22～</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td>$\frac{150}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td>$\frac{136}{100}$</td></tr> </table> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="1879 1184 2409 1309"> <tr><td>取得等の日</td><td>～平13. 8. 4</td><td>平13. 8. 5～ 平15. 3. 31</td><td>平15. 4. 1～</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td></td><td>$\frac{155}{100}$</td><td>$\frac{150}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td></td><td>$\frac{140}{100}$</td><td>$\frac{136}{100}$</td></tr> </table> <p>・(特定)優良賃貸住宅</p> <table border="1" data-bbox="1613 1338 2409 1464"> <tr><td>取得等の日</td><td>平12. 4. 1～ 平14. 3. 31</td><td>平14. 4. 1～ 平16. 3. 31</td><td>平16. 4. 1～ 平17. 3. 31</td><td>平17. 4. 1～ 平18. 3. 31</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年以上</td><td>$\frac{144}{100}$</td><td>$\frac{140}{100}$</td><td>$\frac{128}{100}$</td><td>$\frac{120}{100}$</td></tr> <tr><td>耐用年数 35年未満</td><td>$\frac{132}{100}$</td><td>$\frac{130}{100}$</td><td>$\frac{121}{100}$</td><td>$\frac{115}{100}$</td></tr> </table> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第14条（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度は平成13年8月5日以後に取得等し賃貸の用に供した住宅に適用されます。）、18年旧措法第14条、16年旧措法第14条、平成17年改正措法附則第18条、平成18年改正措法附則第83条</p>	取得等の日	平18. 8. 22～	耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$	取得等の日	～平13. 8. 4	平13. 8. 5～ 平15. 3. 31	平15. 4. 1～	耐用年数 35年以上		$\frac{155}{100}$	$\frac{150}{100}$	耐用年数 35年未満		$\frac{140}{100}$	$\frac{136}{100}$	取得等の日	平12. 4. 1～ 平14. 3. 31	平14. 4. 1～ 平16. 3. 31	平16. 4. 1～ 平17. 3. 31	平17. 4. 1～ 平18. 3. 31	耐用年数 35年以上	$\frac{144}{100}$	$\frac{140}{100}$	$\frac{128}{100}$	$\frac{120}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{132}{100}$	$\frac{130}{100}$	$\frac{121}{100}$	$\frac{115}{100}$
取得等の日	平18. 8. 22～																																																															
耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$																																																															
耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$																																																															
取得等の日	平15. 1. 1～ 平15. 3. 31	平15. 4. 1～ 平19. 3. 31	平19. 4. 1～																																																													
耐用年数 35年以上	$\frac{155}{100}$	$\frac{150}{100}$	$\frac{140}{100}$																																																													
耐用年数 35年未満	$\frac{140}{100}$	$\frac{136}{100}$	$\frac{128}{100}$																																																													
取得等の日	平15. 1. 1～平16. 3. 31	平16. 4. 1～平17. 3. 31	平17. 4. 1～平18. 3. 31																																																													
耐用年数 35年以上	$\frac{140}{100}$	$\frac{128}{100}$	$\frac{120}{100}$																																																													
耐用年数 35年未満	$\frac{130}{100}$	$\frac{121}{100}$	$\frac{115}{100}$																																																													
取得等の日	平18. 8. 22～																																																															
耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$																																																															
耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$																																																															
取得等の日	～平13. 8. 4	平13. 8. 5～ 平15. 3. 31	平15. 4. 1～																																																													
耐用年数 35年以上		$\frac{155}{100}$	$\frac{150}{100}$																																																													
耐用年数 35年未満		$\frac{140}{100}$	$\frac{136}{100}$																																																													
取得等の日	平12. 4. 1～ 平14. 3. 31	平14. 4. 1～ 平16. 3. 31	平16. 4. 1～ 平17. 3. 31	平17. 4. 1～ 平18. 3. 31																																																												
耐用年数 35年以上	$\frac{144}{100}$	$\frac{140}{100}$	$\frac{128}{100}$	$\frac{120}{100}$																																																												
耐用年数 35年未満	$\frac{132}{100}$	$\frac{130}{100}$	$\frac{121}{100}$	$\frac{115}{100}$																																																												